

ECBの利上げについて

<0.25%利上げ>

4月7日、欧州中央銀行(ECB)は定例理事会で政策金利を0.25%引き上げ1.25%にすることを決定しました。2009年5月以来の政策金利の変更で、利上げは2008年7月以来となります。3月の前回会合後のトリシェ総裁の記者会見で、次回会合での利上げを示唆していたことから、予想通りの対応となりました。

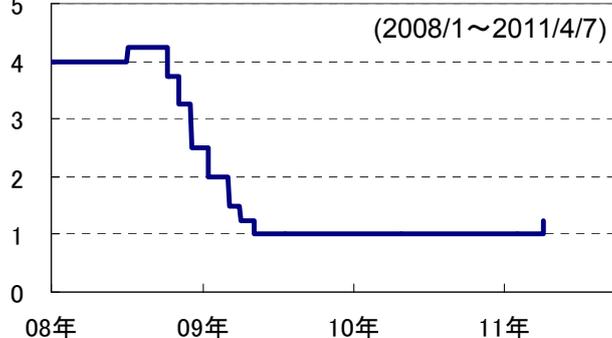
会合後の総裁会見では、物価上昇(インフレ)に対する強い懸念を示し、必要であれば追加の引き締めを行うことを表明する一方、現状で利上げを連続的に行うことが決まっているわけでは無いと、市場に過度な利上げ予想が広まることを牽制しています。

<為替市場>

今年に入りECBがインフレへの警戒感を明らかにして以降、ユーロは反転し、対米ドル・対円とも安値から10%以上上昇しています。今回は予想通りの利上げだったため、発表後に大きな動きはありませんでした。

7日の海外終値では、1ユーロ=1.431米ドル、1ユーロ=121.49円、程度となっています。

<ユーロ政策金利の推移>



<ユーロ為替の推移>



<上昇が続く物価指標>



赤線が中央銀行の政策目標の上限

<物価・経済の状況>

3月のユーロ圏消費者物価指数(HICP)速報値は前年比で+2.6%とECBの政策目標である+2.0%を上回っています。

一方ユーロ圏の景気は回復を続けるも成長率は緩やかな水準にとどまっています。また、ドイツが好調な一方、スペイン等は低成長を続けており、ユーロ圏内の各国で経済成長に格差が生じています。

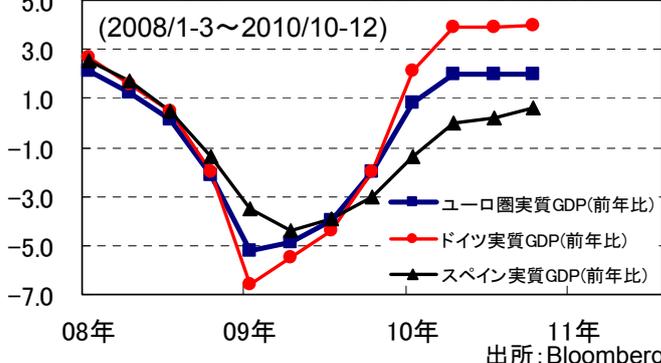
<政策金利の見通し>

原油価格が高騰している現状、ECBは当面インフレへの警戒感を緩める可能性は低いと考えられます。

しかしながら、域内での景気格差が大きいことや、依然一部の国で財政問題がくすぶっていることから、インドや中国のように短期的に連続利上げを行うことは困難だと考えられます。

ECBは歴史的な低金利からの脱却を図るものの、物価・経済・財政問題に加え今回の利上げの影響も注視しながら、年内にあと1~2回の緩やかな対応を行うものと思われる。

<格差が生じている各国の経済成長>



■当資料は情報提供を目的として大和住銀投信投資顧問が作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。
 ■当資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料に記載されている今後の見通し・コメントは、作成日現在のものであり、事前の予告なしに将来変更される場合があります。■当資料内の運用実績等に関するグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。■当資料内のいかなる内容も、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。



大和住銀投信投資顧問

Daiwa SB Investments

大和住銀投信投資顧問株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第353号
 加入協会 (社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.20750%（但し、最低 2,625 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を当社との相対取引によりお買付けいただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会：日本証券業協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会、社団法人 金融先物取引業協会